

## 静岡文化芸術大学招聘客員教授に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、国内外において、文化の創造や科学の発展に寄与し、多大な業績や社会への貢献と実績を持つ者等の静岡文化芸術大学招聘客員教授（以下「招聘客員教授」という。）への任用に関して必要な事項を定める。

### (任用)

第2条 招聘客員教授の任用は、学長が理事長に推薦し、理事長が役員会の議を経て決定する。

### (任用期間)

第3条 招聘客員教授の任用期間は1年以内とする。ただし、必要があると認めるときは任用を更新することができる。

2 前項ただし書きによる更新は、最初の任用日から通算して5年に達する日を限度とする。なお、法人が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

3 前項なお書きにより、任用期間が通算して5年を超え、本人の申し出により無期労働契約に転換した者の任用は、第1項に規定する任用の必要性がなくなった場合には、終了する。

### (報酬)

第4条 招聘客員教授の報酬金額及び内容は、予算の範囲内で公立大学法人静岡文化芸術大学理事長が定める。

### (運用の細目)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 付 則

この規程は、平成18年3月23日から施行する。

#### 付 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

#### 付 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。